

国民健康保険等医療費現況調査事業委託業務審査要領

1 趣旨・目的

香川県内の国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険におけるレセプトデータ等を活用し、国民健康保険等の医療費等を分析するとともに、市町が、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」等の取り組みを実施するため、分析・整理した内容を提供することで、より効果的・効率的な保健事業の実施が可能とするために行った企画公募について、応募事業の審査を行うために必要な事項を定める。

2 審査方法

審査は、応募者から提出された企画提案書に基づき、県に設置された審査会において以下の要領で行う。

参加資格を満たしているか、及び企画提案書等が仕様書を満たしているかについて書類審査を行う。書類審査を通過した応募者を対象にプレゼンテーションを実施し、下記3に基づき審査を行う。

3 審査基準

審査会は、次の評価項目及び点数に従って、応募者から提出された企画提案書を評価する。審査会の各委員の評価数の合計点を応募者の得点とし、最も得点の高い応募者を委託先として選定する。

なお、応募者全てが最低基準点（満点の4割）に達しない場合は、採用者なしとする。

①評価項目及び点数

| 評価内容 | 評価基準 | 乗数 | 配点 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|
| ①事業の実施方針及び取組姿勢について。 | 1～5 | ×2 | 10 |
| ②組織体制や人員、専門的知識及び同様の業務を実施した経験を有する者の配置など、事業を実施する上で十分な体制が整えられているか。 | | ×4 | 20 |
| ③個人情報保護や情報漏えいに対する対策が十分とられているか。 | | ×2 | 10 |
| ④作業スケジュールが明確で実行可能か。分析結果報告会までのスケジュールは無理のないものとなっているか。 | | ×4 | 20 |
| ⑤過去に類似の事業実績があり、事業に必要なノウハウを有しているか。 | | ×4 | 20 |
| ⑥県職員が専門的な知識がなくとも独自に相関調査及び分析を行えるような仕組み(Excel等を用いた分析ツールなど)が作成可能か。 | | ×6 | 30 |
| ⑦国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険のレセプト情報等を用いて、高額なレセプトの要因となっている主要疾病、高額な薬剤、手術等による影響その他医療費が大きく増減している事項について適切に分析することが可能か。 | | ×4 | 20 |

| | | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|----|-----|
| ⑧人口規模や高齢化率等が類似している他県との比較や地理的要因、医療提供体制などを分析することで、医療費が全国的に見て高値を示す理由等、本県の特徴・課題が明らかになるよう、適切な比較分析が可能か。 | | ×4 | 20 |
| ⑨国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険のレセプト情報等を用いて、特定健診等の質問票との相関関係を適切に分析することが可能か。 | | ×6 | 30 |
| ⑩上記のほか、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険のレセプト情報等を用いて、仕様書記載の各項目について適切な相関調査及び分析が可能か。 | | ×4 | 20 |
| ⑪健診異常値放置者、治療中断者、未受診者について適切な分析が可能か。 | | ×4 | 20 |
| ⑫新たに要介護又は要支援と認定された者の病歴と介護保険利用歴について適切な相関調査及び分析が可能か。 | | ×4 | 20 |
| ⑬国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険のレセプト情報等を用いて、介護保険における要介護度（要支援を含む）との相関関係から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向け、効率的に国保の保健事業を実施するための分析が可能か。 | | ×6 | 30 |
| ⑭仕様書に掲げる項目以外に自社のノウハウを活用した独自の分析を行い、県及び県内市町の医療費や疾病についての特徴を明らかにすることが可能か。 | | ×4 | 20 |
| ⑮県内市町のデータヘルス計画における保健事業を体系的に整理し、市町が実施しやすい標準的かつ効果的な保健事業に関する提案が可能か。（任意） | | ×4 | 20 |
| ⑯提示内容について、妥当な経費が示されているか。 | (配点×応募者中の最低価格/応募者の提案価格) | | 20 |
| 合計 | | | 330 |

【評価基準】

大変優れている5点、優れている4点、普通3点、やや劣っている2点、劣っている1点
 なお、⑥⑦については、提案がない場合は評価を行いません。

4 その他

採点した結果、複数の応募者が同一の得点で1位となった場合、審査会の各委員が1位とした人数の多い応募者を1位とする。1位の数が同数であれば、2位の人数を比較することとし、さらに同数であれば3位以下について同様に比較して採用者を決定する。すべてが同数であれば、経費の金額が最も低い応募者を採用することとする。金額が同じ場合は、該当する参加者について、審査委員が再度審査を行い、採用者を決定する。